

教育職員検定申請書

令和 年 月 日

大阪府教育委員会様

本籍地	都道府県	現住所		
			TEL () —	
ふりがな				昭 平
氏名				

教育職員検定により、下記のとおり教育職員免許状の授与(新教育領域を追加)を受けたいので、別紙関係書類を添えて申請します。

記

申請する免許状の種類	教諭	免許状	教諭	免許状	
教科又は教育領域					
学 歴	在 学 期 間		学校又は教育施設名	部 科 名	卒業・修了・中退の別
	年 月 日から	年 月 日まで	年 月		
	年 月 日から	年 月 日まで	年 月		
	年 月 日から	年 月 日まで	年 月		
	年 月 日から	年 月 日まで	年 月		
	年 月 日から	年 月 日まで	年 月		
	年 月 日から	年 月 日まで	年 月		
現に有する教員免許状					
(※教員免許状を既に1枚でも取得している場合は有に○を付し、裏面に <u>全て</u> 記載すること。)					
有 ・ 無					

----- ここより下は記入しないこと。 -----

(新・旧)
年度

授与年月日	令和 年 月 日	受付番号			
準 拠 規 定	在職年数	基礎資格等	教科・教職等		
免許法第 条第 項別表第 備考 号	年	昭平 年 月 日	()		
附則第 項 免則 条備考 号			()		
63年改附第 項 年改附第 項	年	昭平 年 月 日	()		
施行法第 条第 項表第 号			()		
免許法第 条第 項別表第 備考 号	年	昭平 年 月 日	()		
附則第 項 免則 条備考 号			()		
63年改附第 項 年改附第 項	年	昭平 年 月 日	()		
施行法第 条第 項表第 号			()		

(裏面)

教 員 免 許 状 等	現に有する <u>全ての</u> 教員免許状等 (例)小二種免・小 一種免・小専修免 を所持→3つ全て 記載すること。 (記入例)	授与年月日	免許状の種類	教科又は 教育領域	授与権者名	免許状番号	
				平 2 1 . 3 . 3 1	高等学校 1 種	国語	大阪府

職 歴	在 職 期 間			勤 務 箇 所		職 名
	年 月 日から	年 月				
	年 月 日まで	年 月				
	年 月 日から	年 月				
	年 月 日まで	年 月				
	年 月 日から	年 月				
	年 月 日まで	年 月				
	年 月 日から	年 月				
	年 月 日まで	年 月				
	年 月 日から	年 月				
	年 月 日まで	年 月				
	年 月 日から	年 月				
	年 月 日まで	年 月				

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名

記入要領

1. 本籍地・氏名・生年月日は、正しく記入してください。
2. 学歴欄は、高等学校から最終学歴まで記入してください。
3. 教員免許状等欄は、取得した教員免許状についてすべて記入してください。
4. 職歴欄は、申請日現在までの職歴についてすべて記入してください。

身体に関する証明書

氏名		生年月日	年	月	日
----	--	------	---	---	---

疾病異常	あり(具体的内容)・なし
特記事項	

検査の結果は上記のとおりです。

令和 年 月 日

医療機関名

所在地

医師名



宣 誓 書

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに該当しない
ことを宣誓します。

令和 年 月 日

大阪府教育委員会 様

氏 名

(参 考)

教育職員免許法

第5条第1項第3号 禁錮以上の刑に処せられた者

同 第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免
許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

同 第5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げ
の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

同 第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に
成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団
体を結成し、又はこれに加入した者

人物検定に係る確認書

教育職員検定による免許状を授与するにあたり、人物に係る検定を行うための確認書です。
以下の質問に対して回答を記入してください。

氏 名	生年月日	年	月	日
-----	------	---	---	---

質問 1. 最近の教育において、特に関心がある分野やテーマは何ですか。

[]

質問 2. 教員として最も重要な資質は何だと考えますか。

[]

質問 3. 信頼される教員となるために児童生徒や他の教員にどのように接したいと考えていますか。

①児童生徒

[]

②他の教員

[]

質問 4. 今後、さらに専門性を高めるために、どのような取り組みをしたいと考えますか。

[]

【教育委員会記入欄】

検定事項（観点）

素質 指導力 研究心 社会性 適格性

教育職員検定申請書

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

大阪府教育委員会様

本籍地	都道府県 大阪	現住 大阪市〇〇区〇〇町〇-〇	TEL (〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇
ふりがな	なにわ はなこ		昭
氏名	浪速 花子		平 〇〇年 〇〇月 〇〇日生

携帯番号等日中連絡がつく電話番号をご記入ください。

教育職員検定により、下記のとおり教育職員免許状の授与(新教育領域を追加)を受けたいので、別紙関係書類を添えて申請します。

記

申請する免許状の種類	(例) 中学校 教諭 一種 免許状	(例) 特別支援学校 教諭 二種 免許状		
教科又は教育領域	国語	知的・肢体・病弱		
学歴	在学期間	学校又は教育施設名	部科名	卒業・修了・中退の別
	平成〇〇年〇月〇〇日から 〇〇年〇月〇〇日まで	3年 月	〇〇県立〇〇高等学校	卒業
	平成〇〇年〇月〇〇日から 〇〇年〇月〇〇日まで	2年 月	〇〇短期大学	〇〇学科 卒業
	平成〇〇年〇月〇〇日から 〇〇年〇月〇〇日まで	2年 月	〇〇大学	〇〇学部 〇〇学科 卒業
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月		
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月		
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月		
現に有する教員免許状	いずれかに○をつけてください。		有	無
※教員免許状を既に1枚でも取得している場合は有に○を付し、裏面に全て記載すること。				

----- ここより下は記入しないこと。 -----

(新・旧)

年度

授与年月日	令和 年 月 日	受付番号	
準 拠 規 定	在職年数	基礎資格等	教科・教職等
免許法第 条第 項別表第 備考 号	年	昭 平 年 月 日	()
附則第 項 免則 条備考 号			()
63年改附第 項 年改附第 項	年	昭 平 年 月 日	()
施行法第 条第 項表第 号			()
免許法第 条第 項別表第 備考 号	年	昭 平 年 月 日	()
附則第 項 免則 条備考 号			()
63年改附第 項 年改附第 項	年	昭 平 年 月 日	()
施行法第 条第 項表第 号			()

記入例

公共医療機関や一般開業医等からの証明を、この様式でもらってください。(この様式以外による申請は不可。)

身体に関する証明書

氏名		生年月日	年 月 日
----	--	------	-------

この様式は、申請時点で現職教員（教諭・講師）の方は不要です。
 （申請時点で現職教員でない方は、医療機関での受診のうえこの様式を提出し、申請時点で現職教員の方は「人物・身体検定に関する証明書」を提出してください。）

疾病異常	あり(具体的内容)・なし
------	---------------

特記事項	
------	--

※以下の文部科学省の見解を参考に、受診してください。
 Q 教育職員検定のうち、受検者の身体については、どのような内容を検定対象としているのか。
 A 受検者の身体の検定の内容については、法令上特段の定めはなく、都道府県の教育委員会規則で定めるところである。身体の検定は、健康な身体を備え、教育者にふさわしい者であるか否かを判断するものである。
 → 大阪府教育委員会では、文部科学省が具体的な検査項目を指定していないこともあり、検査項目の細目等を特段に定めていません。
 したがって、ごく一般的な健康診断程度の検査項目により、下線部の趣旨を踏まえて、本証明書の様式の疾病異常や特記事項の欄へ、医師による記載をお願いしてください。(問診のみは検査とみなしません。)

検査の結果は上記のとおりです。

令和 年 月 日

医療機関名

所在地

医師名



医師の証明印は、個人印でも構いません

記入例

第八号様式

※ 宣誓書の内容が真正かどうかを確認するために、所管行政庁への文書照会等を行うなどにより、審査に日数を要する場合があります。

宣誓書

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに該当しないことを宣誓します。

令和〇〇年 〇月 〇日

大阪府教育委員会 様

氏名 浪速 花子

◆第4号該当者：

- 次の者に該当し、教員免許状が失効した日から3年を経過しない者
 - ・ 公立学校の教員であって懲戒免職処分を受け、免許状が失効した者
 - ・ 公立学校の教員であって、地方公務員法第28条第1項第1号または第3号に該当するとして分限免職処分を受け、免許状が失効した者

(参考)

教育職員免許法

第5条第1項第3号 禁錮以上の刑

同 第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

同 第5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

同 第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の

◆第5号該当者：

- 次の者に該当し、教員免許状の取上げ処分を受けた日から3年を経過しない者
 - ・ 国立学校または私立学校の教員であって、公立学校教員の懲戒免職の事由に相当する処分により解雇され、免許管理者から免許状の取り上げ処分を受けた者
 - ・ 教育職員以外のもので教員免許状を有する者が、法令の規定に故意に違反し、または教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められ、免許管理者から免許状の取り上げ処分を受けた者、等